

伊勢原市有害鳥獣捕獲のための捕獲許可事務取扱要領

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第9条第1項に基づく鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止目的のための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可のうち、市長権限に属するものの取扱いについては、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年神奈川県規則第84号。以下「施行細則」という。)、神奈川県鳥獣保護管理事業計画(以下「鳥獣計画」という。)及び有害鳥獣捕獲等のための捕獲許可事務取扱要領(神奈川県策定)(以下「県要領」という)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(許可方針)

第2条 市長は、鳥獣による被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が防止できないと認められるときに捕獲許可を行う。

(対処捕獲の許可基準)

第3条 対処捕獲とは、現に被害が起きた場合に被害実態への対処として実施する捕獲のことをいい、許可対象者は、被害者又は被害者から依頼された者とする。

2 許可対象者及び法第9条第8項の従事者証の交付を受けようとする者(以下「捕獲実施者」という。)は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 捕獲のために銃器を使用する場合 次の要件を全て満たす者

ア 第1種銃猟免許(空気銃(ガスを使用するものを含む。))を使用する場合は第1種銃猟又は第2種銃猟免許)を所持している者

イ 捕獲許可の申請日の属する年度又はその前年度において、当該狩猟者登録を受け狩猟の実績を有する者又は有害鳥獣捕獲若しくは神奈川県が策定する第二種特定鳥獣管理計画に基づく銃器による捕獲に従事した実績を有する者。

ウ 施行規則第67条第2項第1号の規定に基づく被保険者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年環境省令第10号)附則第2条第1項の規定に基づく被共済者であること。

エ 被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握していること。

(2) 捕獲のために銃器以外を使用する場合 次の要件を全て満たす者

ア 網猟免許又はわな猟免許を有する者。ただし、イノシシ以外の鳥獣に対し、はこわな又はそれに類似する器具及びつき網を使用する場合は、この限りでない。

イ 施行規則第67条に基づく被共済者又は被保険者。ただし、垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は農地において当該猟具を使用する場合は、この限りでない。

ウ 被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握していること。

3 捕獲期間は、原則、被害等が発生している時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲若しくは採取等が実施できる期間又は追い払いに銃器を使用する期間であり、次の各号に定める期間を超えない範囲とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害を防止する目的で捕獲又は採取等を行う場合（次号に掲げるものを除く。）又は銃器を使用して追い払いを行う場合
1年間
- (2) 送電又は配電設備等に営巣した鳥類の巣を撤去する目的で、併せて当該鳥類のひなの捕獲又は卵の採取等を行う場合 6か月
- 4 捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動域を踏まえて被害等の発生区域及びその隣接区域を対象とすることとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。
- 5 鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ又はそのおそれがある種とする。
- 6 捕獲数は、被害が防止できる必要最小限の数とする。
- 7 市長は、鳥類の卵の採取許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 現に被害を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、鳥類の捕獲だけでは捕獲の目的が達成できない場合
 - (2) 建築物等の汚染等を防止するため巣を除去する必要がある場合で、あわせて卵を採取する場合
- 8 捕獲方法は、原則として法第36条で禁止されている捕獲手段以外の従来の捕獲実績を考慮した最も効果的な方法で、かつ安全性の確保が可能なものとする。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けた者にあつてはこの限りではない。
- 9 前項の規定による捕獲方法のうち空気銃を使用した捕獲は、半矢の危険性があるため、中、小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。ただし、わなで捕獲された個体に使用する場合等、取り逃がす危険性がきわめて少ない状況下で使用する場合については、この限りではない。
- 10 捕獲の許可を受けようとする者は、捕獲した個体の処分方法について、申請の際に明らかにするものとする。

（予察捕獲の許可基準）

第4条 予察捕獲とは、被害が生じるおそれがある場合に実施する捕獲のことをいい、許可対象者は被害者又は農林業関係の団体及び農林業関係の法人とし、その許可基準は次のとおりとする。

- (1) 対象となる鳥獣は、鳥獣計画「鳥獣による被害発生予察表」において、加害鳥獣として記載された鳥獣（以下「予察捕獲対象種」という。）のうち、市域において被害をもたらしている鳥獣とする。
- (2) 市長は、予察捕獲を許可するにあたっては、四半期ごとの有害鳥獣被害発生予察表（第1号様式）を毎年度当初に作成するものとする。
- (3) 被害防除対策を効果的に実施するため、市長は、予察捕獲対象種について、被害発生場所、被害状況、被害時期、有害鳥獣捕獲等の状況を明らかにした予察情報台帳（第2号様式）を作成するものとする。
- (4) 前条の規定による対処捕獲を実施した鳥獣のうち、被害が常態化する傾向にあるものについても、予察情報台帳を作成する。
- (5) 許可対象者、捕獲期間、区域、捕獲方法、捕獲した鳥獣の処置については、前条に準ずるものとする。

(実施の指導方針)

第5条 捕獲実施者は、捕獲の実施にあたって、次の各号に掲げる措置を取らなければならない。

- (1) 捕獲実施者は、事故の発生を未然に防止するため、必要に応じ、許可区域及びその周辺の住民等に対して、チラシ、広報車等による広報を行うほか、許可区域に捕獲を実施する旨の標識を設置するなどの万全な措置を講じるものとする。
- (2) 捕獲実施者は、捕獲にあたっては、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯するとともに次の要件を遵守しなければならない。
 - ア 銃器を用いて捕獲を実施するときは、県要領で定める腕章を着用すること。
 - イ 銃器以外の猟具等を用いて捕獲を実施するときは、その猟具等に許可番号、設置者名等を記入した標識を付けること。
- (3) 捕獲実施者は、捕獲した鳥獣の処置、処分について、公衆衛生上十分に注意し、埋却・焼却処分等適正な処置を行い、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は、努めてその有効利用を図るものとする。

(共同捕獲)

第6条 捕獲実施者は、捕獲に伴う弊害防止のため、捕獲区域、捕獲期間及び対象鳥獣が重複する申請者については、原則として共同で捕獲を申請し、実施するものとする。

(広域捕獲)

第7条 捕獲実施者は、目的達成のため、複数の市町村にまたがる広域的な捕獲が必要な場合、捕獲に伴う弊害防止のため、申請時に市長に対してその旨を申し出たうえ、市長が他の市町村長（又は、当該区域における捕獲許可権者）との調整の結果により必要と判断した捕獲期間等に係る指示に従わなければならない。

(措置命令)

第8条 法第10条第1項の規定により市長は、第3条又は第4条による捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者等、法、省令等に違反した者に対し、当該違反に係る鳥獣について解放すること又はその実状に基づき野生復帰に配慮した一時収容、救護を行うことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第9条 法第10条第2項の規定により市長は、第3条又は第4条による捕獲許可を受けた者が法、省令等に違反又は虚偽の申請行為等が発覚し、有害鳥獣捕獲として適当でないと認められる場合には、許可を取り消すことができる。

(事務手続)

第10条 捕獲の許可を受けようとする者は、鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可申請書（第2号様式の2。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 有害鳥獣捕獲（鳥類の卵採取）実施計画書（第3号様式）
- (2) 2人以上で共同して捕獲する場合は、有害鳥獣捕獲（鳥類の卵採取）実施者名簿（第4号様式の1）
- (3) 法人（法第9条第8項に規定する国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人をいう。）等が申請者となる場合は、有害鳥獣捕獲（鳥類の卵採

取) 従事者名簿(第4号様式の2)

(4) 被害者からの依頼による捕獲の場合は、有害鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)依頼書(写)(第5号様式)

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、申請書を受理した時は、当該申請書について被害状況を調査し、被害状況調査書(第6号様式)を作成することとする。ただし、被害発生予察表により、あらかじめ当該申請に係る被害発生が予察されている場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の申請書が提出されたときには、第2条から前条までの規定を考慮し捕獲許可を行うものとする。
- 4 市長は、捕獲許可を行った場合は、鳥獣捕獲許可証及び従事者証を交付するものとする。
- 5 市長は、捕獲許可を行った場合は、市域を所管する鳥獣保護管理員及び警察署長(銃器使用の場合)に通知するものとする。
- 6 捕獲実施者は、捕獲許可の期間が満了し、又はその効力が失われた場合には、速やかに鳥獣捕獲許可証及び従事者証を返納するとともに、有害鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)実績報告書(第7号様式)又は鳥獣捕獲許可証の報告欄に捕獲実績を記入し、提出するものとする。
- 7 市長は、前項の報告書を取りまとめ、神奈川県湘南地域県政総合センター所長に四半期ごとに有害鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)実施状況報告書(第8号様式)により報告するものとする。
- 8 市長は、措置命令を行う場合には、措置命令書(第9号様式)により対象者へ通知するものとする。
- 9 市長は、許可の取り消しを行う場合には、取り消す者に対し取消通知書(第10号様式)により通知し、許可証及び従事者証の返納をさせるものとする。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年7月17日告示第103号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第55号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第66号)

この告示は、公表の日から施行する。

予 察 情 報 台 帳

1 加害鳥獣名		
2 被害地域(字名まで)		
年度	被害内容	
	生息状況	
	捕獲数	
年度	被害内容	
	生息状況	
	捕獲数	
年度	被害内容	
	生息状況	
	捕獲数	
年度	被害内容	
	生息状況	
	捕獲数	

注：この台帳は、加害鳥獣別、被害地域別に作成する。

鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)許可申請書
従事者証交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
職 業 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

次のとおり鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項及び第8項の規定により申請します。

許可証番号	※										
捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	種 類 数 量										
目 的											
期 間	年 月 日から 年 月 日まで										
区 域											
方 法											
捕獲等又は採取等の後の処置											
学術研究を目的として、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法											
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所	<input type="checkbox"/> 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 休猟区 <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 自然公園特別保護地区 <input type="checkbox"/> 都市公園 <input type="checkbox"/> 原生自然環境保全地域 <input type="checkbox"/> 社寺境内 <input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 特定猟具使用禁止区域() <input type="checkbox"/> 特定猟具使用制限区域() <input type="checkbox"/> 猟区										
許可申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)の狩猟免状の種類等											
氏名	住所	職業	生年月日	狩猟免状及び狩猟者登録証				銃砲所持許可証		保険又は共済	
				種類	番号	交付年月日	交付した都道府県知事名	番号	交付年月日	金額(千円)	期間

(裏)

生 息 状 況	
被 害 時 期	
被 害 対 象 物	
被 害 面 積	
被 害 見 積 額	

- 備考
- ※印の欄には記入しないでください。
 - 不用の文字は抹消し、該当する項目の□に✓印を付けてください。
 - 銃器を使用する場合は、「銃砲所持許可証」欄に銃砲所持許可証(麻醉銃の所持許可証を有しない者が麻醉銃を使用する場合は人命救助等に従事する者届出済証明書)の番号及び交付年月日を、「保険又は共済」欄に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項第1号に規定する損害保険契約の保険金額及び被保険期間又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年環境省令第10号)附則第2条第1項に規定する共済事業の給付額及び被共済期間を記載してください。
 - 裏面は有害鳥獣捕獲の場合にのみ記載してください。
 - 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

添付書類

- 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面
- 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする場所を明らかにした図面
- 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をする場合は、当該方法を明らかにした図面

有害鳥獣捕獲（鳥獣の卵採取）実施計画書

1 広報計画

2 実施計画表

実施年月日	捕獲等する 区 域	集合場所及 び開始時間	捕 獲 等 従 事 者	備 考
月 日 曜日			代表者 外 名	

備考1 実施計画を変更する場合は、あらかじめ許可の申請先に連絡してください。

2 「実施計画表」は、銃器を使用する場合のみ記入してください。

有害鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)実施者名簿

※番号	氏名	住所	職業	生年月日	狩猟免許及び狩猟者登録				出猟実績	有害捕獲 管理捕獲 従事実績	鉄砲の所持許可		共済又は保険		備考
					種類	番号	交付年月日	交付機関名			許可番号	許可年月日	期間	金額(千円)	
													~		
													~		
													~		
													~		
													~		
													~		
													~		
													~		

(注) 1 「狩猟免許及び狩猟者登録」欄は、上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号等を記入する。
 2 「出猟実績」欄は、申請日の属する年度又はその前年度において、銃器による狩猟者登録を受け出猟した実績がある場合に「○」、ない場合は「×」と記入する。
 3 「有害捕獲・管理捕獲従事実績」欄は、申請日の属する年度又はその前年度において、国・地方公共団体等の法第9条第8項に規定する法人が行う有害鳥獣捕獲若しくは第二種特定鳥獣管理計画に 従事した実績がある場合に「○」ない場合は「×」と記入する。
 4 *欄は記入しない。

有害鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)依頼書

年 月 日

伊勢原市長 殿

依頼者（被害者） 郵便番号
 （法人にあつては、 住 所
 名称並びに代表者 氏 名
 の氏名及び印）

電話番号 （ ）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による(生活環境、農林水産業、生態系)に係る被害の防止のため鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)を次のとおり依頼します。

被依頼者	住 所			
	職 業			
	氏 名			
	生年月日・電話番号	年 月 日生	電話	
捕獲又は採取を依頼した鳥獣の種類				
員 数	羽 (個・頭)	羽 (個・頭)	羽 (個・頭)	
区域又は場所				
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
依頼した理由				
	鳥獣の生息状況			
	被害時期			
	被害対象物			
	被害面積			
	被害見積額			
特記事項				

(注) 1 依頼者が法人の場合にあつては、特記事項欄に担当課及び担当者を記入する。

2 被依頼者は、共同駆除の場合、代表者の氏名等を記入する。

3 被害が予測される場合の依頼にあつては、「被害の状況」欄に過去の被害状況を記入する。

被害状況調査書

(伊勢原市)

調査員	所属	
	氏名	
調査年月日		
調査地		
捕獲しようとする鳥獣名		
被害の状況		

有害鳥獣捕獲(鳥獣の卵採取)実施状況報告書(第 四半期)

湘南地域県政総合センター

伊勢原市

捕獲等対象鳥獣名	許可種別	捕獲形態	許可件数	捕獲数	捕獲許可に係る被害内容	備 考
	予察捕獲等 対処捕獲等 移入鳥獣捕獲等	追い払い 捕獲等				
	予察捕獲等 対処捕獲等 移入鳥獣捕獲等	追い払い 捕獲等				
	予察捕獲等 対処捕獲等 移入鳥獣捕獲等	追い払い 捕獲等				
	予察捕獲等 対処捕獲等 移入鳥獣捕獲等	追い払い 捕獲等				
	予察捕獲等 対処捕獲等 移入鳥獣捕獲等	追い払い 捕獲等				
	予察捕獲等 対処捕獲等 移入鳥獣捕獲等	追い払い 捕獲等				
	予察捕獲等 対処捕獲等 移入鳥獣捕獲等	追い払い 捕獲等				
	予察捕獲等 対処捕獲等 移入鳥獣捕獲等	追い払い 捕獲等				

- (注) 1 捕獲等対象鳥獣、許可種別、捕獲形態ごとに記載してください。
 2 許可件数は、1件の申請に対して許可を1件として計上してください。
 3 捕獲許可に係る被害内容は簡潔に記載してください。

年 月 日

様

伊勢原市長

措 置 命 令 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第1項の規定により次のとおり命じます。

項 目	内 容	備 考
措置命令を受けることとなった理由		
措 置 命 令		
命 令 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

(教 示)

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

様

伊勢原市長

取 消 通 知 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第2項の規定により次の捕獲許可を取消します。

つきましては、速やかに許可証（及び従事者証）を返納してください。

項 目	内 容	備 考
取 消 理 由		
取消す許可証	名称 交付日 年 月 日 証番号 第 号 捕獲期間 年 月 日から 年 月 日まで	
取 消 年 月 日	年 月 日	
返 納 場 所		

(教 示)

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

この処分取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。